(趣旨)

- 第1条 この規程は、公立大学法人名桜大学企画戦略会議規程第2条の規定に基づき、本法人の運営のために計画策定、政策決定するため必要な意思決定を支援することを目的として、公立大学法人名桜大学インスティテューショナル・リサーチ室(以下「IR室」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。(任務)
- 第2条 IR室が行う任務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 大学が保有する各種資料・情報収集・分析及び提供に関すること。
 - (2) 大学運営に資する各種情報の収集・分析及び提供に関すること。
 - (3) IRの普及及び促進に関すること。
 - (4) その他 I R に関すること。

(組織)

- 第3条 IR室は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 室長
 - (2) 専任室員
 - (3) その他学長が必要と認めた者
- 2 学長が必要と認めるときは、IR室に副室長を置くことができる。 (室長)
- 第4条 室長は、本学の職員のうちから学長が指名する。
- 2 室長は、IRの業務を掌理する。

(副室長)

- 第5条 第3条第2項に基づき副室長を置くときは、本学職員のうちから、室長の推薦を受け学長が指名する。
- 2 副室長は、室長を補佐する。

(専任室員)

第6条 IR室に専任室員を置く。

(任期)

第7条 室長、副室長及びその他学長が認めた者の室員の任期は2年とし、専任室員 はその限りではない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任 期間とする。

(庶務)

第8条 IR室に関する庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

- 第9条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て学長が行う。
- 2 この規程に定めるもののほか、IRに関し必要な事項は、IR室が別に定める。

附則

この規程は、平成30年12月13日から施行する。